



ゆうな医療・介護の相談たより

2022年10月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！ プライバシーを尊重し、個人情報に配慮し、秘密は厳守致します。メールでのご相談もお待ちしています。

●今月の相談：「外科手術で退院後に、要支援1の認定を受けました。身の周りのことはできますが、食事のことで利用できるサービスがありますか？手足に後遺症があり、熱い冷たいの感覚がなく、しびれもあるので、調理の時に火傷したり、鍋や碗を落としたりが多いのです。」

Q：男性、80代。一人暮らしなので、家族が心配して介護認定申請をしたのです。自分としては手伝って欲しいのは食事のことで。普段は自分でおかずを作ったり、近くのコンビニで買ったりしていますが、作る時に火傷しても気づかず、後から傷が大きくなってしまいます。高血圧の薬は飲んでいますが、特に食事の制限はないです。調理してもらう程ではないので、配達弁当を取ってみようかと思っています。

A：食事は毎日のことですので、買い物や調理、また栄養のバランスを

考えたりと、在宅療養生活では、とても大切なことです。

市町村では介護保険認定に伴うサービス以外に、弁当の配達

サービス（食の自立支援事業）を行っています。「65歳以上の

独居または高齢者のみの市町村民税非課税世帯で、家族の給食

支援が困難な方へ月～土曜日のうち最大4回まで昼食を配達します。

お弁当の種類は糖尿病食、おかゆ等があり、お弁当の大きさと

食材費（200円から400円の幅）により自己負担があります。

自己負担金の支払いは、利用者が直接業者へ支払います。（那覇市

令和4年度）」サービス利用や申請は地域包括支援センターです。

初めて在宅福祉サービスを利用される時は、思っていた内容と違うとか、費用の支払いがやはり負担だ、とか、色々と調整したいことが出てくるものです。ハンセン病の後遺症による生活への支障についても、ぜひ細かい状況を担当の介護支援専門員等に伝えて頂き、お一人おひとりの困っていることに対応できるサービスに繋げて頂きたいと思えます。お一人での相談が不安な場合は、同行を調整しますのでご連絡ください。



●今月のピアサポート活動等の紹介：

・楓の友の会は、コロナ禍のため、対面ではなく電話やメールで近況報告を行っています。